

JPM資源国債券ファンド

追加型投信／海外／債券

2017.2.17

この目論見書により行うJPM資源国債券ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年2月16日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成29年2月17日に生じています。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号

設立年月日 平成2年10月18日

資本金 2,218百万円(平成28年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額
28,133億円(平成28年12月末現在)

照会先

TEL : 03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス : <http://www.jpmorganasset.co.jp/>

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してくださいます様お願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券 (債券一般))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を 含まない)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス:<http://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

資源国の債券を実質的な主要投資対象として運用を行い、当該債券からの安定的かつ高水準の配当等収益の確保、当該債券の値上がり益の確保および当該債券の通貨の円に対する為替差益を確保することにより、信託財産の中長期的な成長を目指すことを目的とします。

配当等収益とは、ファンドが実質的に受領する債券の利金を主とする収入をいいます。

資源国とは？

その国の経済または世界経済に影響を与えると判断される資源（エネルギー資源、鉱物資源、食糧・食料資源等）を産出する国をいいます。

ファンドの特色

1 資源国の債券*に主として投資します。

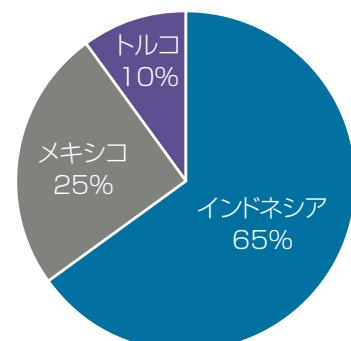
*資源国の債券を「原証券」とする仕組債を含みます。当該仕組債は、その「原証券」となる資源国の債券について、その発行体の信用リスクを主として反映するもので、当該仕組債に投資することにより、その「原証券」に直接投資するのと実質的にはほぼ同等の経済的效果を得られるようにするものです。

ファンドの75%相当以上を、実質的に資源国の現地通貨に基づく運用成果が得られる債券に投資します。

また、資源国の債券のうち、資源国の政府または政府機関の発行する債券を中心に投資します。

2 原則として毎年1回、投資対象国を最低3カ国決定し、 基本国別配分比率を定めます。

<投資対象国および基本国別配分比率>



3 原則として毎月初旬、基本国別配分比率から概ね±10%の範囲で、当月における投資対象国への配分比率(月中国別配分比率)を決定します。

ただし、投資対象国1カ国の月中国別配分比率は、最低5%とします。

(平成28年12月現在)

<運用プロセス>

① 金利水準等の見通しの決定

資源国の中で、現在の市場金利水準を鑑み、比較的市場金利水準が高いと判断される国について、市場の方向性・規模、資金の流入出、財政・金融政策、経済指標等を勘案し、市場金利水準、債券市場の流動性および通貨相場の見通し(以下「金利水準等の見通し」といいます。)を立てます。

② 投資対象国および基本国別配分比率の決定

①で立てた金利水準等の見通しを踏まえ、原則として毎年1回(10月)、投資対象国を最低3カ国決定し、基本国別配分比率を定めます。ただし、金利水準等の見通しに応じて、投資対象国および基本国別配分比率を変更することがあります。

③ 月中国別配分比率の決定

原則として毎月初旬、その時点での金利水準等の見通しに応じて、②で決定された基本国別配分比率から概ね±10%の範囲で、当月における月中国別配分比率を決定します。ただし、市場環境の変動等により、月中国別配分比率を変更することがあり、経済事情または投資環境の変動が予想される場合等のやむを得ない場合には、上記の範囲を超えた月中国別配分比率を定めることができます。

④ 投資銘柄の絞り込みおよびファンドの構築

主に下記の点を重視し、投資銘柄の候補の絞り込みを行い、③で決定された月中国別配分比率に沿うようにファンドを構築します。

- ・信用力に比べ利回りが高い銘柄かどうか
- ・流動性が高い銘柄かどうか

①から④のプロセスは運用委託先*が行いますが、運用委託先は、アジア地域において取引される銘柄につき、流動性、市場が注目する材料、市場の変動度合等を鑑み、同地域の時間帯で取引する方が望ましいと判断した場合、金利水準等の見通しを勘案して一定の取引条件を指定したうえで、運用再委託先*に当該銘柄の最終的な選択・売買を委託します。運用再委託先は、運用委託先と同様の点を重視し、投資銘柄を選択し売買します。

*後記7をご参照ください。

投資対象国および基本国別配分比率(以下あわせて「投資対象国等」といいます。)を決定した結果、従前の投資対象国等に変更が生じた場合は、速やかに変更後の投資対象国等に基づく月中国別配分比率に沿った資源国の債券がファンドに組入れられるようにします。ただし、組入銘柄の売買状況によっては、変更前の投資対象国等に基づく銘柄を一時的に保有し続けることがあります。

4 ファンドは、毎月18日*の決算時に、分配します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

*18日が休業日の場合は翌営業日となります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

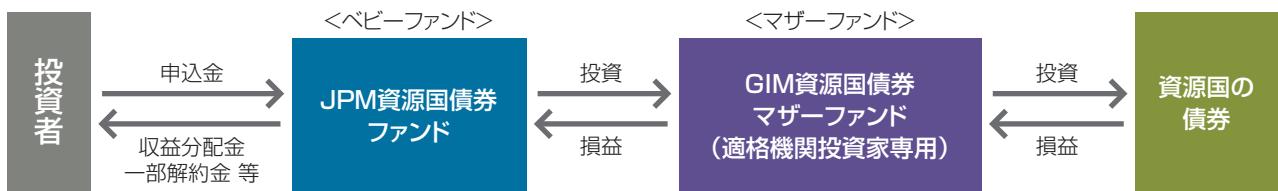
5 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての資産に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

(注)円以外の通貨間での為替変動による影響を抑えるため、円以外の通貨間で為替ヘッジを行うことがあります。

6 ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

7 JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)に運用を委託します。

同社は、アジア地域において取引される資源国の債券につき、同地域の時間帯で取引する方が望ましいと判断した場合、JFアセット・マネジメント・リミテッド(香港法人)に運用を再委託します。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引である直物為替先渡(NDF)取引の利用はヘッジ目的に限定します。
直物為替先渡(NDF)取引とは、新興国等の取引規制が多く流動性が低い通貨の受渡しを行わず、取引レートと決済レートとの差額を米ドル等の主要通貨によって決済する為替取引のことをいいます。

収益の分配方針

毎月の決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



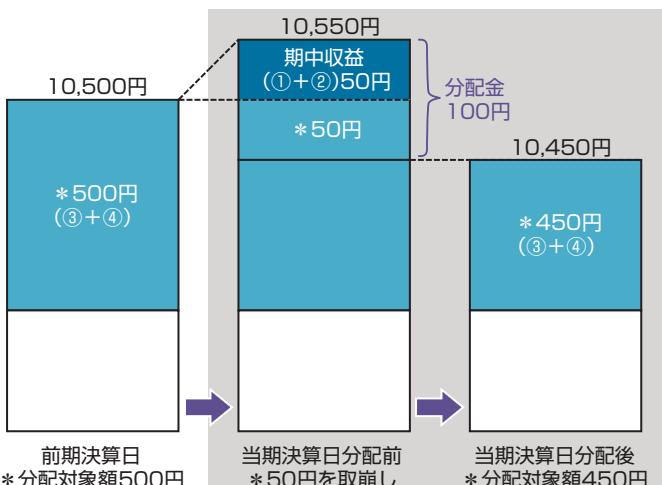
- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費^{*1}控除後の配当等収益および有価証券の売買益^{*2})を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

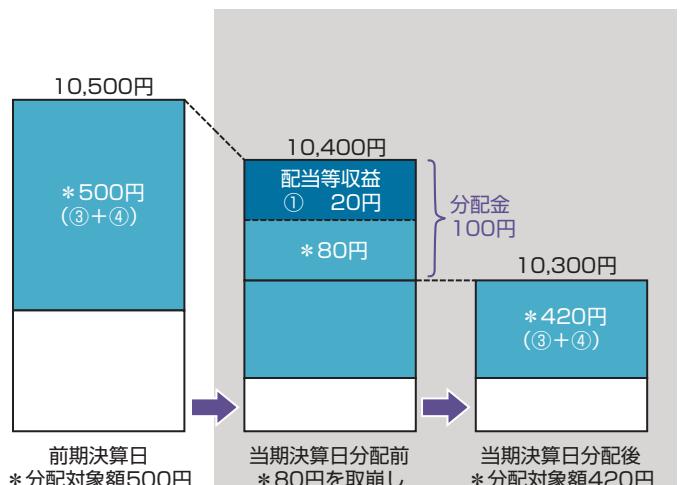
*2 評価益を含みます。

決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



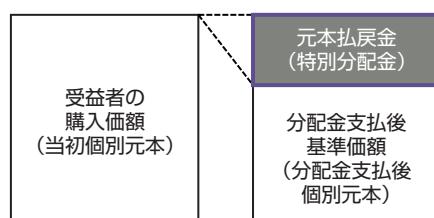
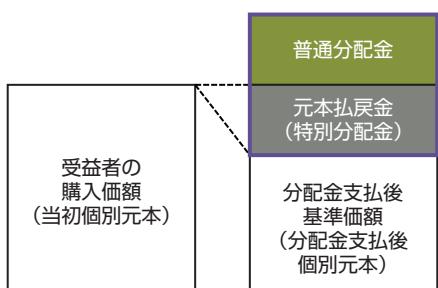
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の有価証券の売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※上記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

2. 投資リスク

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

ファンドは、主に資源国の債券に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。
金利変動リスク	金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。
為替変動リスク	ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。
カントリーリスク	資源国には新興国が含まれます。新興国には以下のようなりスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none">■先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。■債券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。■先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。■税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。
デリバティブ取引のリスク	ファンドは、デリバティブ取引である直物為替先渡(NDF)取引を用いる場合があります。直物為替先渡(NDF)取引は、他の投資手段と比較して、金利、為替相場等の変動に対してより大きく価格が変動・下落することがあります。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用委託先では、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェック

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

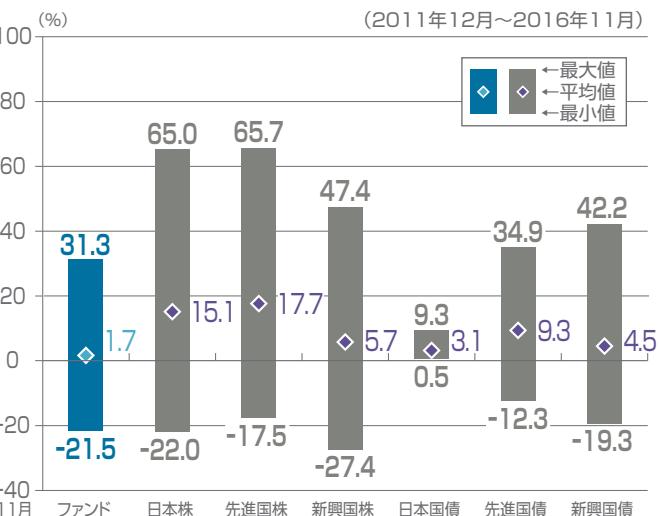
<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2011年12月～2016年11月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年末満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指標
日本株…TOPIX(配当込み)
先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI(国債)
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指標で、当該指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(<http://www.jpmorganasset.co.jp/>)、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2016年12月9日	設定日	2010年12月20日
純資産総額	20億円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

*分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
67期	2016年7月	45
68期	2016年8月	45
69期	2016年9月	45
70期	2016年10月	40
71期	2016年11月	40
設定来累計		5,385

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

国別構成状況

投資国 ^{*1}	投資比率 ^{*2}
インドネシア	67.6%
メキシコ	20.9%
トルコ	6.8%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 ^{*2}
インドネシアルピア	67.6%
メキシコペソ	20.9%
トルコリラ	6.8%

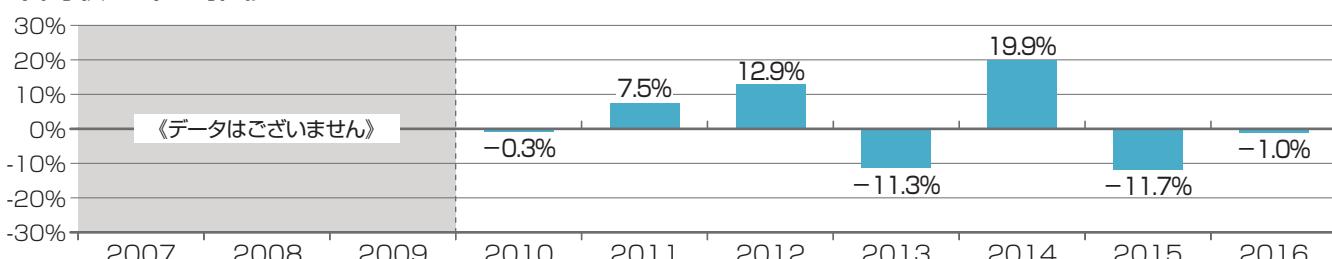
種類別構成状況

種類	投資比率 ^{*2}
国債証券	95.3%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国 ^{*1}	通貨	投資比率 ^{*2}
1	インドネシア国債	国債証券	8.250	2032/6/15	インドネシア	インドネシアルピア	15.4%
2	インドネシア国債	国債証券	9.500	2031/7/15	インドネシア	インドネシアルピア	14.5%
3	インドネシア国債	国債証券	9.500	2023/7/15	インドネシア	インドネシアルピア	11.8%
4	インドネシア国債	国債証券	8.375	2026/9/15	インドネシア	インドネシアルピア	8.9%
5	インドネシア国債	国債証券	8.250	2021/7/15	インドネシア	インドネシアルピア	8.1%
6	メキシコ国債	国債証券	10.000	2024/12/5	メキシコ	メキシコペソ	6.9%
7	インドネシア国債	国債証券	12.800	2021/6/15	インドネシア	インドネシアルピア	6.4%
8	メキシコ国債	国債証券	8.000	2023/12/7	メキシコ	メキシコペソ	3.6%
9	メキシコ国債	国債証券	7.750	2042/11/13	メキシコ	メキシコペソ	3.5%
10	トルコ国債	国債証券	8.500	2022/9/14	トルコ	トルコリラ	3.1%

年間収益率の推移



*年間収益率(%)={(年末営業日の基準価額+その年に支払われた税引前の分配金)÷前年末営業日の基準価額-1}×100

*2010年の年間収益率は設定日から年末営業日、2016年の年間収益率は前年末営業日から2016年12月9日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*当ページにおける「ファンド」は、JPM資源国債券ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国に基づいて分類しています。

※2 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、自動けいぞく投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	以下の日には、購入・換金申込みの受付は行いません。 ・米国の銀行休業日 ・英国ロンドン市の銀行休業日 ・委託会社が各年について、前年末日までに決定のうえ販売会社へ通知する日 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成29年2月17日から平成30年2月16日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	無期限です。(設定日は平成22年12月20日です。)
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月18日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎月の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円です。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	2月、8月の決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は 3.24%(税抜3.0%) を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 自動けいぞく投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
信託財産留保額	当該費用は、購入時におけるファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。
かかりません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々のファンドの純資産総額に対して 年率1.5552%(税抜1.44%) がファンド全体にかかります。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は販売会社毎の取扱純資産残高*に応じ以下とおりです。 *ある販売会社における全ての顧客口座で管理しているファンドの受益権の時価残高を合計したものです。			
	販売会社毎の取扱純資産残高	(委託会社)*	(販売会社)	(受託会社)
	100億円以下の部分	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.756% (税抜0.70%)	年率0.0432% (税抜0.04%)
		100億円超の部分	年率0.702% (税抜0.65%)	年率0.810% (税抜0.75%)
		投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

*内、年率0.35%を投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として運用委託先に支払い、運用委託先は、内、年率0.0875%を投資判断等の運用業務およびこれに付隨する業務の対価として運用再委託先に支払います。

1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。

- ・有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付隨する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)
- ・外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)
- ・信託財産に関する租税
- ・信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用

2 原則として、ファンドの目論見書の印刷に要する実費相当額を、信託財産に日々計上します。

(注) 上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。また、上記2の実費相当額は、実際にかかる費用が目論見書ごとに異なることから、具体的に記載していません。さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。

3 純資産総額に対して年率0.0216%(税抜0.02%)をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。ただし、年間324万円(税抜300万円)を上限とします。

(当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。)

なお、上記1・2および3の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金(解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1)上記は、平成28年12月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)少額投資非課税制度(NISA・ジュニアNISA)をご利用の場合、毎年、NISAは年間120万円、ジュニアNISAは年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、NISAは満20歳以上の方、ジュニアNISAは満20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。NISAおよびジュニアNISAについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(注3)法人の場合は上記とは異なります。

(注4)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

